



平成 26 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 笹部 高廣  
(コード：4798 東証第二部)  
問合せ先 取締役 田中 英男  
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

## 証券取引等監視委員会等の命令・勧告に対する対応方針変更に関するお知らせ

当社は、平成25年12月4日付で証券取引等監視委員会（以下、監視委員会という。）から有価証券報告書等の虚偽記載に係る訂正報告書等の提出命令勧告及び課徴金納付命令勧告を受け、平成25年12月19日付で関東財務局長より第45期事業年度連結会計期間（自平成20年5月21日至平成21年5月20日）に係る有価証券報告書外について、虚偽記載の内容を訂正した訂正報告書等を提出するよう命令を受けました。平成25年12月26日付にて第三者調査委員会の答申も受領し、協議を重ねた結果、本日開催された臨時取締役会でその対応方針を以下の通り、変更することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 1. 今回の経緯及び当初の当社対応方針について

- (1) 勧告及び命令では、平成21年5月期に土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていたとの指摘を受けました。
- (2) 当社は疑義の根拠となっている事実を把握するため、当社と利害関係を有しない法律、会計、不動産鑑定それぞれの分野における専門家で構成される第三者調査委員会（以下、調査委員会という。）を立ち上げ、その事実関係の把握に注力しました。
- (3) 一方で、調査委員会を構成する不動産鑑定士とは別の、当社に関係のない不動産鑑定士に今回問題となった軽井沢の現物出資財産の当時に遡った再鑑定を依頼した結果、当時を上回る評価額を頂きました。
- (4) この再鑑定結果を受け、当社としましては、最終的には調査委員会の答申に基づいて判断するとしながらも、関東財務局との聴聞手続や金融庁における審判手続において当社の正当性を主張し、訂正報告書等の提出の有無も含み、また、今後行政事件訴訟法に基づき処分取消の訴えも辞さない方針で進めて参りました。
- (5) その調査委員会の答申も平成25年12月27日付「第三者調査委員会の調査結果に関するお知らせ」のとおり、まず、当時の経営陣や関係者へのヒアリング内容が監視委員会の調査内容と大きくかけ離れていたことから、どちらの内容が当時の事実を正しく表しているのかが調査委員会としても判断出来ず、且つ経営陣や関係者の中には調査委員会のヒアリングを拒否する者もあり、従って、上記の検証もままならず、前述の大きくかけ離れた内容のいずれが正しいのかの判断材料も整わなかったことから事実認定に関しては結論を保留とされました。

次に、不動産鑑定評価については、当時の不動産鑑定評価に全く問題がなかったとは言えないまでも、一方で、監視委員会等の主張する評価額も問題ありとする答申内容であったことから、当社としましては、当時の現物出資増資の金額については、重大な問題はないのではないかと判断しました。

従って、弁護士とも協議し、不服ある時に可能な金融庁長官に対して行政不服審査法に基づく審査請求をするか、更に強く処分取消を求めるときに可能な国を被告として行政事件訴訟法に基づく処分取消等の訴えの提起を検討していくとの方針で進めて参りました。

- (6) しかしながら、今般、課徴金納付命令勧告に対して異議を唱えるため、昨年末に金融庁に対し、弁護士を通じ、監視委員会が保有する資料の閲覧、謄写を行ったところ、監視委員会指摘した「本件建物等の価額を決定する際に取得した不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書は、本件建物等の一部につき大幅に過大な賃料収入を算定の基礎資料として鑑定評価及び相当性の証明がなされた」との指摘の根拠であった、「クラブハウスの賃貸借契約における賃料支払を金銭的に補填する契約書」で、当社には保管されておらず、且つ当社は捺印して提示したものの、相手側は弁護士の助言もあって、捺印がなされなかったと調査委員会でも証言のあった業務委託契約が、双方捺印のある状態で監視委員会に対し証拠資料として提出されており、加えて、関係者の質問調書等では、それが当社側よりの提案により成立しているといった内容の事実などが明らかになりました。

## 2. 今後の方針について

調査委員会による調査答申では、当時の鑑定評価に対しては「対象不動産の客観的価値を正確に評価するための適正なプロセスが採られていなかったおそれは否定出来ない」との指摘を頂きました。一方、監視委員会の評価数字も「その合理性が強く疑われる」との結論を得ています。当社としては、何らか反論したいとの意向はあるものの、調査委員会が今回の疑義の根拠となる事実認定ができず、上記のとおり事実が出てきている以上、株主保護のためには指摘を受け入れざるを得ないと判断いたしました。その理由は、勧告以降の監視委員会等の対応から総合的に判断して、このまま対決姿勢を貫いて、上記のとおり、審査請求や訴訟を提起し、結審まで長期間継続するような事態になれば、その間、新たな増資等が認められず、資金不足から倒産、上場廃止の懸念も高まる可能性もなしとは言えないと判断したからです。

従いまして、当時の現物出資に関して疑義があるとの指摘を受け入れ、命令等に従い、訂正報告書等の提出に全力を挙げることと方針を変更することといたしました。

一方で、今回訂正を強いられた金額相当分に関しては、当時の経営陣、関係者らに対し、損害賠償請求をすべく、これから弁護士とも協議し進めて参る方針も併せお知らせいたします。

誠に申し訳ない事態ではございますが、二度とこのような事態を生じさせないような体制を早急に構築し、対処していく所存でございます。

まずは、勧告・命令に基づく訂正報告書等は期限までに提出はいたしました。監査法人の監査報告書を添付できていない不十分な状況となっておりますので、早急に監査報告書を頂戴し、問題の無い状態を実現すると共に、平成26年1月6日付「平成26年5月期第2四半期報告書提出遅延および当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込みに関するお知らせ」にてお知らせしましたように、平成26年5月期第2四半期の四半期報告書を平成26年2月6日までに提出し、監理銘柄（確認中）から早急に解除されるよう邁進する所存でございます。

株主の皆様方には、大変ご迷惑、ご心配をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ますますのご支援、ご鞭撻を頂けますようお願い申し上げます。

以 上